

燃料電池自動車（FCV）等の貸出に関する利用案内

本事業は、県が導入したFCV等を、市町村及び団体等に貸し出すことにより、イベント等でのFCVの見学や試乗を通じて、多くの方々に水素エネルギーの理解を深めていただくことを目的として貸し出すものです。

1 貸出対象者

県内市町村、法人・団体等

2 貸出に関する要件等

FCV等の使用目的が次に該当する場合に貸し出します。

- ・イベント等での展示及び活用に供するとき。
- ・その他知事が特に貸出を必要と認めるとき。

FCV等の使用が次のいずれかに該当するときは貸し出さないことがあります。

- ・使用目的が、宗教及び政治活動としているとき。
- ・山梨県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号から第3号に規定する者が使用する
とき。
- ・その他知事が貸出を適当でないと認めるとき。

3 貸出期間

7日以内

※県の活用予定と重複した場合は、県のイベント等での活用を優先します。

※9～11月などイベントが集中する時期など、御希望に添えない場合があります。

4 貸出料

無料（燃料としての水素代を含む。）

※返却時、県が指定する水素ステーションでの水素充填をお願いします。

5 貸出車両等

F C V



トヨタ自動車 MIRAI
(ZBA-JPD10)

外部給電器



本田技研工業
Power Exporter 9000

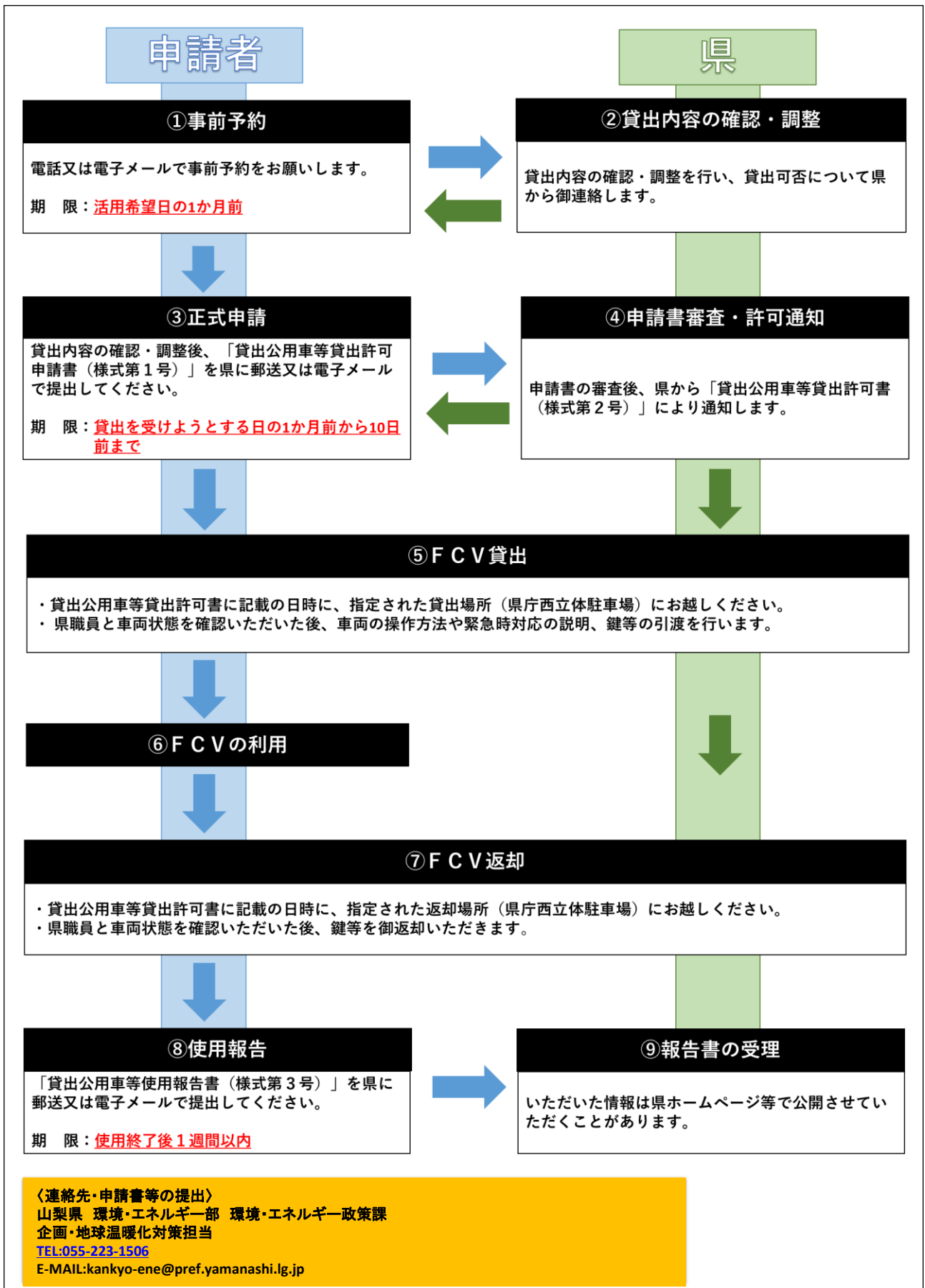
6 貸出・返却の場所及び時間

貸出・返却場所：県庁西立体駐車場

貸出・返却時間：開庁日の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

※FCV等のイベント会場等までの運搬（運転）は、借受者で対応願います。

7 貸出から返却までの流れ



8 自動車保険（任意保険）の扱い

- ① 貸出車両は、県が自動車保険に加入しています。
 - ・ 対人賠償、対物賠償 : 無制限
 - ・ 車両保険 : 全損害担保（免責5万円）
- ② 万が一、事故があった場合には、基本的には県が契約する自動車保険で対応しますが、補償限度額を超える損害、保険金が支払われない損害並びに有料付加サービスについては、全て運転者の負担となります。
- ③ 事故に係わらず、車両の修理が必要となった場合は、運転者に最大5万円の修理費用を負担いただく可能性があります。

9 利用上の注意事項

- ① 道路交通法等交通法規を遵守し、安全運転に努めてください。
- ② 車両の又貸しや目的外の使用はしないでください。
- ③ 交通事故があった際は、別途配布する事故対応フローチャートに従ってください。当事者だけでの示談は厳禁とします。
- ④ 車内での喫煙・飲食は絶対にしないでください。
- ⑤ マスクの着用、手指の消毒など新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。
- ⑥ 汚れ、泥等がついた場合は必ず洗車・清掃のうえ、返却願います。
- ⑦ 返却時間は厳守願います。